

中小企業の皆様の販路開拓・知的財産権取得を応援します！

市内企業競争力向上支援事業費補助金

のご案内

【展示会・見本市等出展支援事業】

○内容

中小企業者等が見本市や展示会等に出展する場合の費用の一部を補助します。

○補助対象

市内に主たる事業所を有するもの、ならびに市内中小企業者を代表企業とする中小企業者の組合およびグループ(製造業、建設業、運輸業および情報通信関連事業等に該当するもの)

○補助対象事業

補助対象者が自社製品等の販路開拓のため、佐賀県外及びオンラインで開催される見本市・展示会等に出展する事業

○補助対象経費

会場借上料・会場装飾費・運搬費・旅費・出展料・コンテンツ制作費、その他市長が必要と認めるもの

※補助金交付決定前に支払いを行った経費は対象外です。

○補助額

・補助対象経費の2分の1以内

・補助限度額 150,000円

(開催地が沖縄を除く九州地方、または中国地方の場合は100,000円)

※金融機関の支援を受けて、販路開拓・拡大に取り組む場合は補助限度額が300,000円(開催地が沖縄を除く九州地方、または中国地方の場合は200,000円)となります。

【知的財産権等取得支援事業】

○内容

中小企業者等の特許権等の取得に要する費用の一部を補助します。

○補助対象者

市内に主たる事業所を有するもの、ならびに市内中小企業者を代表企業とする中小企業者の組合およびグループ(製造業、建設業、運輸業および情報通信関連事業等に該当するもの)

○補助対象事業

補助対象者が自社の競争力強化のため、特許権、実用新案権または意匠権を申請する事業

※申請は、出願等の日から1年以内です。

○補助対象経費

特許出願料、特許出願審査請求料、実用新案登録出願料、技術評価請求料、意匠登録出願料、出願に係る弁理士報酬

○補助額

・補助対象経費の2分の1以内

・補助限度額	特許権	100,000円(国際出願は150,000円)
	実用新案権	50,000円(国際出願は100,000円)
	意匠権	100,000円

※補助金の交付の回数は、年度内に1事業者あたり各事業1回です。

申し込み・問い合わせ

佐賀市 経済部 工業振興課 工業振興係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 本庁6階

電話：0952-40-7101 ファックス：0952-40-7399

メール：kogyo@city.saga.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.saga.lg.jp/>